

第3章 基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山

～ 全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する ～

近年国を挙げての取組が進められている子どもの貧困対策は、明日の日本を支えていく子どもたちの将来が、いわゆる貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、全ての子どもたちが未来を切り開くことができ、将来への夢と希望を持って成長していける社会を実現するための取組です。

平成25年制定の子どもの貧困対策法は、同法の一部を改正する法律が令和元年9月に施行され、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」は「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められています。このように、子どもの貧困対策は、現在経済的な困難を抱える子どものみならず、将来的にその状況に置かれる可能性のある子ども、さらには生まれ育った環境にかかわらず全ての子どもたちに対して講じるべきものであり、関連する取組は本市における子どもや子育て家庭に関する様々な事業分野に存在します。

この応援プランは、本市や東京都の取組を有機的・効果的に連携させること、また、支援を必要とする子どもや家庭にもれなく支援が届くことを目的とするものであり、取り扱う施策分野は家庭の経済状況にかかわらず相談窓口、学び、生活、保護者の仕事、社会全体による支援など多岐にわたります。

以上のように、行政や地域など、社会全体のもてる力を連携させ、全ての子どもたちとその家庭を見守り、幸せな未来を市を挙げて応援する計画であることから、「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山」を基本理念として設定します。

第2節 基本目標

「基本理念」を実現するため、次の6つの基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1

支援につなげる・支援をつなぐ

貧困の連鎖を断ち切るためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築が重要であり、子どものことを第一に考えた適切な支援を、包括的かつ早期に講じていく必要があります。

市民から分かりやすいワンストップの相談窓口「市民なやみごと相談窓口」の周知と利用促進、保護者や子どもに接することのできる各種相談事業の連携、健診など様々な場と機会の活用を通じて、生活や子育てに困難を抱えている可能性のある家庭を早期の段階で把握し、支援につなぐ体制を整備します。

庁内各部署・各機関の連携により、支援施策をつなぎ、社会の支えを必要とする子どもや家庭に確実に支援を届ける体制をつくります。

基本目標2

子どもの学びを応援

学校をプラットフォームとした保護者相談や支援の充実に努めます。

いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や世帯の経済状況によらず、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、子育て家庭の教育・学習に関わる支援を行います。

多様な状況にある子どもたちへ、それぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育む機会や学び場の提供を行います。



基本目標3 生活を応援

子育て世帯の暮らしに必要な子育て支援サービスを充実し、未就学児の親子や就学後の子どもの安全・安心かつ様々な体験機会を提供する居場所を確保して、現在から将来にわたって全ての子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう支援します。

妊娠・出産期からの子どもと保護者の心身の健康増進に努めるとともに、生活の基礎となる住まいの確保、家事の補助、養育費確保のための支援等を行います。



基本目標4 仕事を応援

就労による収入は家庭生活の経済的基盤の中心となり、生活の安定にも資するものであることから、就労相談や資格取得等就労支援の充実を図り、仕事先の確保、より安定した収入を得られる就労確保のための支援を行います。また、ひとり親家庭に対する自立支援の取組を進めます。



基本目標5 経済的な支援

母親の妊娠・出産時から子どもの乳幼児期、小学校入学後、中学校を卒業した後まで、保育や子どもの育成、医療費などの多方面から、子育てに関連する各種手当など経済的負担の軽減につながる援助を行います。また、ひとり親など家庭の状況に応じた経済的支援を行います。



基本目標6 社会全体で応援

地域で子どもたちを支える市民活動への支援や、子どもの貧困に関する啓発活動により、社会全体で子どもたちの未来を応援する、まちづくりに取り組みます。

第3節 施策の体系

1 施策の体系

基本理念	基本目標	取組の分野	記載頁
子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山	1 支援につなげる・ 支援をつなぐ P24	1-1 情報提供・相談体制の充実	⇒P25
		1-2 課題や悩みの早期把握	⇒P26
		1-3 支援の連携体制整備	⇒P26
	2 子どもの学びを 応援 P27	2-1 学校をプラットフォームとする支援	⇒P28
		2-2 教育費負担の軽減	⇒P29
		2-3 地域における学習支援等	⇒P30
	3 生活を応援 P31	3-1 子育て支援サービスの充実	⇒P32
		3-2 子どもの居場所づくり	⇒P34
		3-3 親子の健康づくり	⇒P35
		3-4 生活全般に関する支援	⇒P36
	4 仕事を応援 P38	4-1 保護者の就労支援	⇒P39
		4-2 ひとり親家庭の自立支援	⇒P40
	5 経済的な支援 P41	5-1 子育てに関する経済的支援	⇒P42
		5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等	⇒P43
	6 社会全体で応援 P44	6-1 市民活動への支援	⇒P45
		6-2 市民への啓発活動	⇒P45

2 施策等連携のイメージ

この応援プランによる施策等連携のイメージは下図のとおりです。

地域の全ての子どもたちとその家庭に対して、庁内各部署の連携を図る子どもの貧困対策推進連絡会を活用した施策・部署の連携により様々な支援をつないでいきます。

その仕組み全体を地域など社会全体が応援していきます。

